

久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務仕様書

1 目的

本市では、上下水道施設の現状や課題、本市を取り巻く社会情勢や経営事情等を把握・分析し、水道事業に関しては「アセットマネジメント計画」、下水道事業に関しては「ストックマネジメント計画」を策定している。また、上下水道事業ともに地震対策に係る各施設の耐震化計画や事業計画等を立案している。

本業務では、既存の各種計画を再度精査した上で、必要な現状把握、分析及び将来予測等を行い、限られた財源の中で健全な経営を持続するための優先順位設定等を検討し、事業及び経営の目標設定を行い今後 10 年間（令和 3～12 年度）の経営戦略の策定を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名

「久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務」

(2) 業務委託の期間

業務委託の期間は契約締結日から令和 3 年 3 月 26 日まで。

(3) 業務範囲

①水道事業（事業概要「別紙 1」）

- ・久留米市水道事業

②下水道事業

- ・久留米市公共下水道事業（事業概要「別紙 2」）
- ・久留米市農業集落排水事業（事業概要「別紙 3」）
- ・久留米市特定地域生活排水処理事業（事業概要「別紙 4」）

なお、下水道事業において「投資・財政計画」は事業別に記載するものとする。

(4) 事業期間

事業期間は 10 年間（令和 3～12 年度）とする。

3 管理技術者

管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門）を登録しているものでなければならない。

4 照査技術者

照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門）を登録しているものでなければならない。なお、本業務において照査技術者は、他の技術者を兼務できないものとする。最低1名配置する。

5 担当技術者

担当技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（上下水道部門）を登録しているもの、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）で「上水道及び工業用水道」あるいは「下水道」の部門登録を受けているものでなければならない。なお、本業務において担当技術者は、他の技術者を兼務できないものとする。最低1名配置する。

6 業務内容

（1）事業概要の整理

「経営戦略」を策定する上で、本市の経営状況や課題を的確に把握することが必要不可欠である。また、保有する資産の規模・能力や劣化状況・耐震化の実施状況等の現状整理が不可欠である。事業概要の整理では、各事業分野別に下記に示すとおり事業概要を整理するものとする。

【水道事業】

- ① 水道事業に係る内部環境（組織体制、人材、定員等）の現状を整理すると同時に、水道事業に係る民間活力の利用状況について整理するものとする。
- ② 水道事業の過年度決算書及び統計資料を整理し、財務状況・資金状況等の経年比較分析を行い、水道事業の財務状況を整理するものとする。なお、財務状況を整理するにあたり、本市類似団体との比較を行い、本市の特徴を整理するものとする。
- ③ 上位計画である、「久留米市新総合計画」、「久留米市公共施設総合管理基本計画」などの資料を収集し、水道事業に関連する施策、方針等に関して抽出、整理するものとする。
- ④ 水道事業に係るソフト面の既存計画である、「中期経営計画」等の資料を収集し、当面の水道事業の方針（方向性）を抽出、整理するものとする。
- ⑤ 水道事業に係るハード面の既存計画である、「アセットマネジメント計画」等の資料を収集し、水道事業で保有する施設の規模、能力、劣化の状況、耐震化の実施状況や方向性等に関して整理するものとする。
- ⑥ 「アセットマネジメント計画」等の資料に基づき、保有施設の改築更新事業量及び事業費の見通しについて整理するものとする。
- ⑦ 久留米市の各種計画（人口ビジョン）等や水道事業に関する各種計画の既存資料に基づき、将来給水人口や将来水需要の予測を行うものとする。

- ⑧ 前項①～⑦の整理結果を踏まえ、水道事業において今後想定される課題を抽出し、整理するものとする。

【下水道事業等】

- ① 下水道事業に係る内部環境（組織体制、人材、定員等）の現状を把握すると同時に、下水道事業に係る民間活力の利用状況について整理するものとする。
- ② 下水道事業の過年度決算書及び統計資料を整理し、財務状況・資金状況等の経年比較分析を行い、下水道事業の財務状況を整理するものとする。なお、財務状況を整理するにあたり、本市類似団体との比較を行い、本市の特徴を整理するものとする。
- ③ 上位計画である、「久留米市新総合計画」及び「久留米市公共施設総合管理基本計画」などの資料を収集し、下水道事業等に関連する施策、方針等に関して抽出、整理するものとする。
- ④ 下水道事業に係るソフト面の既存計画である、「中期経営計画」、「生活排水処理基本構想」等の資料を収集し、当面の下水道事業の方針（方向性）を抽出、整理するものとする。
- ⑤ 下水道事業に係るハード面の既存計画である、「ストックマネジメント計画」、「耐震化計画」等の資料を収集し、下水道事業で保有する施設の規模、能力、劣化の状況、耐震化の実施状況や方向性等に関して整理するものとする。
- ⑥ 「ストックマネジメント計画」等の資料に基づき、保有施設の改築更新事業量及び事業費の見通しについて整理するものとする。
- ⑦ 久留米市の各種計画（人口ビジョン）等や水道事業に関する各種計画の既存資料に基づき、将来汚水処理人口や将来計画水量の予測を行うものとする。
- ⑧ 前項①～⑦の整理結果を踏まえ、下水道事業等において今後想定される課題を抽出、整理するものとする。

（２）経営の基本方針の検討

経営の基本方針の検討では、前項「1. 事業概要の整理」での検討結果（将来の事業環境や上位計画等）を踏まえ、水道事業・下水道事業各々で事業を継続する上での経営理念、基本方針について検討するものとする。

また、経営戦略期間中の10年間で取り組むべき項目（事業）について、事業環境や社会的要求事項を踏まえ抽出するものとする。特に、水道事業・下水道事業ともに大規模な改築更新時期を迎えており、「機能維持」・「防災・安全」は住民生活に直結する重要な要求事項であるものとする。一方で、下水道事業に関しては、未整備（未普及）地域が多く、既存事業の継続と新規整備を念頭に基本方針を検討することが不可欠である点に留意するものとする。

(3) 投資・財政計画の策定

投資・財政計画の策定では、各事業における「投資計画（試算）」と「財源計画（試算）」を策定するものとする。なお、「投資計画（試算）」は、将来安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備等に関する投資の見通しを試算した計画である。また、「財源計画（試算）」は、「投資計画（試算）」の支出を賄うための財源の見通しを試算した計画である。

本検討では、各事業分野別に下記に示すとおり投資・財政計画を策定するものとする。なお、各事業ともに計画期間は10年とするが、計画策定に当たっての将来の「投資・財政計画」に係る試算については、可能な限り長期間（30年～50年超）での想定を行うとともに、その結果や積算根拠も記載すること。

【水道事業】

① 投資試算

イ) 水道事業に関しては、「アセットマネジメント計画」や水道事業の各種計画に基づき、水道事業等に係る新規投資及び改築更新投資を取り纏めるものとする。

また投資試算に関し、次の点について整理すること。

- ・投資試算の目標設定、投資額の合理化
- ・投資の優先順位や平準化等による合理的な投資の内容・所要額等の見通し。

② 財源試算

イ) 水道事業に関しては、「企業債」・「料金収入」等について試算するものとする。

ロ) 企業債に関しては、将来世代に過度な負担を強いることが無い様に、本市の実態に即したケース設定を行い、試算するものとする。

ハ) 料金収入に関しては、前項までの検討結果を踏まえ将来的な有収水量に適正な予測に基づき試算するものとする。なお、前項までの検討において有収水量見込みが複数ケース想定される場合は、各ケースで料金収入の試算を行うものとする。

③ 投資以外の経費

イ) 投資以外の経費に関しては、委託料、受水費、修繕費、動力費、職員給与費等について必要かつ合理的な経費を試算するものとする。なお、過年度実績等を踏まえ実態に即したものとなるよう留意する。

④ 投資・財政計画の策定

イ) 前項までの「投資試算」・「財源試算」・「投資以外の経費」の整理結果を踏まえ、収支予測を行うものとする。なお、収支予測にあたっては、「財源試算」の過程で設定した財源試算のケース別に収支予測を行うものとする。

ロ) 本市では収支予測にあたり、収支ギャップが生じるものと考えられる。本検討では、収入と支出が均衡するよう調整した「投資・財政計画」を策定するものとする。

ハ) 収支ギャップの解消に係る具体的に取り組みに関しては、本業務の検討対象外とす

るものとする。ただし、収支ギャップ解消に係る一般的な取り組み、広域化、民間活用、施設・設備の廃止・統廃合の検討等に関して、本市に適用可能な取組について整理するものとする。

- ニ) 水道料金については、将来においても健全な事業運営が可能な使用料単価の設定及び使用料改定に係るスキーム等について整理するものとする。なお、料金改定に係る具体的な料金体系等の検討は、本業務の検討対象外とする。

【下水道事業等】

① 投資試算

- イ) 下水道事業に関しては、「下水道事業計画」、「ストックマネジメント計画」、「耐震化計画」に基づき、下水道事業等に係る新規投資及び改築更新投資を取り纏めるものとする。なお、投資の優先順位や平準化に関しては、各計画の年次計画に基本的には準拠するものとする。

また投資試算に関し、次の点について整理すること。

- ・投資試算の目標設定、投資額の合理化
- ・投資の優先順位や平準化等による合理的な投資の内容・所要額等の見通し。

② 財源試算

- イ) 下水道事業に関しては、「企業債」・「使用料収入」・「繰入金」について試算するものとする。

- ロ) 起債に関しては、建設改良費分を全て下水道事業債で充当し、各施設の耐用年数を償還期間とした上で、元利償還金として試算するものとする。

- ハ) 使用料収入に関しては、前項までの検討結果を踏まえ将来的な有収水量に適正な予測に基づき試算するものとする。なお、前項までの検討において有収水量見込みが複数ケース想定される場合は、各ケースで使用料収入の試算を行うものとする。

- ニ) 繰入金に関しては、総務省の一般会計繰入基準を考慮し設定するものとして、基準内繰入を前提とし、試算するものとする。なお、本市一般会計の財務状況により、繰出基準ベースの繰入を行わない場合についても試算を行うものとする。

③ 投資以外の経費

- イ) 投資以外の経費に関しては、委託料、修繕費、動力費、職員給与費等について必要かつ合理的な経費を試算するものとする。なお、過年度実績等を踏まえ実態に即したものとなるよう留意する。

④ 投資・財政計画の策定

- イ) 前項までの「投資試算」・「財源試算」・「投資以外の経費」の整理結果を踏まえ、収支予測を行うものとする。なお、収支予測にあたっては、「財源試算」の過程で設定した財源試算のケース別に収支予測を行うものとする。

- ロ) 本検討では、収入と支出が均衡するよう調整した「投資・財政計画」を策定するもの

とする。

- ハ) 収支ギャップの解消に係る具体的に取り組みに関しては、本業務の検討対象外とするものとする。ただし、収支ギャップ解消に係る一般的な取り組み、広域化、民間活用、施設・設備の廃止・統廃合の検討等に関して、本市に適用可能な取組について整理するものとする。
- ニ) 下水道料金については、将来においても健全な事業運営が可能な使用料単価の設定及び使用料改定に係るスキーム等について整理するものとする。なお、料金改定に係る具体的な料金体系等の検討は、本業務の検討対象外とする。

(4) とりまとめ

前項までの検討結果に関して取り纏めを行い、報告書を作成するものとする。なお、事業毎に経営戦略を作成し、「久留米市上下水道事業経営戦略」として、まとめるものとする。

また、経営戦略は計画を策定した事をもって終わりではないため、毎年度進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）に関する考え方について整理するものとする。

(5) 照査

前項「(1) 事業概要の整理」から「(4) とりまとめ」までの各段階において検討の妥当性を検証するものとする。

7 審議会等資料作成及び支援

本市においては、市民参加型の事業運営を実施すると同時に、学識経験者・専門家等の知見を活用することを目的に、「久留米市上下水道事業運営審議会（仮称）」を令和2年度に設置予定である。当該審議会の初年度の予定として、本業務で策定する「久留米市上下水道事業経営戦略」の内容に関する審議を予定しており、当該審議に係る資料作成及び支援を行うものとする。なお、審議会の流れは現時点では以下のとおり予定している。

また、予定では令和2年度の1月議会を経て、パブリックコメントを実施予定である。パブリックコメントの報告とりまとめについても本業務の対象とする。

・審議会の流れ

年 度	時 期	内 容
令和2年	R2.4月	【久留米市上下水道事業運営審議会（仮称）設置】
	R2.5月 下旬	第1回審議会開催 ・ 経営戦略の趣旨説明 ・ 上下水道事業の概要について（中期経営計画、事業環境等） ・ 課題提案
	R2.8月	第2回審議会開催 ・ 課題整理 ・ 経営戦略（骨子）の提示・説明
	R2.11月	第3回審議会開催 ・ 経営戦略（素案）の提示・説明
	R3.1月	第4回審議会開催 ・ 経営戦略（修正版）の提示・説明 ※第3回審議会の内容を踏まえた経営戦略（修正版）の提示、説明を行う予定である。
		■ 議会報告 ■ パブリックコメントの実施
	R3.3月	第5回審議会開催 ・ 経営戦略（最終版）の報告・説明
	R3.3月 下旬	【久留米市上下水道経営戦略の総務省への提出】

8 審議会出席

上記のとおり、令和2年度に「久留米市上下水道事業運営審議会（仮称）」を設定予定であり、当該審議会において「久留米市上下水道事業経営戦略」に係る審議を予定している。

本業務では、当該審議会に出席し各委員より意見等を整理し、経営戦略の策定に反映するものとする。なお、当該審議会には、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。

9 設計協議

設計協議に関しては、水道事業及び下水道事業ともに初回、中間（5回）、最終の計7回とする。特に、中間協議に関しては主要な検討段階において適宜実施するものとする。

10 報告書作成

前項までの検討結果に関して、報告書およびその他参考資料を整理し取り纏めを行うこと。また、取り纏めに際し、図表等を効果的に使用すると同時に、概要版についても併せて作成すること。

11 提出図書

本業務の成果品の体裁及び提出部数は以下のとおりとする。なお、成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ担当職員と協議するものとする。

成 果 品	体 裁	部 数
① 久留米市上下水道事業経営戦略（本編）	A4 版製本	10 部
② 久留米市上下水道事業経営戦略（概要版）	A4 版製本	10 部
③ 打合せ議事録簿	-	一式
④ 電子データ	CD-R または DVD-R	一式
⑤ その他（監督職員が指示するもの）	-	一式

1 2 準拠すべき図書

本業務は下記に掲げる図書等を参考にして行うものとする。

【共通】

1. 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月総務省）
2. 経営戦略の策定推進について（平成 28 年 1 月総務省）
3. 経営戦略の策定・改定の更なる推進について（平成 31 年 3 月 29 日総務省）
4. 経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日総務省）

【水道事業関連】

1. 水道施設設計指針
2. 水道維持管理指針
3. 水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き
4. 水道施設更新指針
5. 水道施設機能診断マニュアル
6. 水道広域化推進プラン策定マニュアル
7. 新水道ビジョン（平成 25 年 3 月 厚生労働省）
8. 「水道事業ビジョン」作成の手引き（平成 26 年 3 月 厚生労働省）
9. 水道事業ガイドライン（日本下水道協会）

【下水道事業関連】

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道経営ハンドブック（下水道事業経営研究会）
3. 下水道使用料算定の基本的考え方（日本下水道協会）
4. 下水道統計（日本下水道協会）
5. 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 管更生の手引き（案）（日本下水道協会）
8. 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
9. 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
10. 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道管路管理業協会）
11. マンホール蓋等の取替えに関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
12. 下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）（国土交通省・地域整備局下水道部）
13. 下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方（案）
（ストックマネジメント検討委員会）
14. 下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）

- (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
15. 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
 16. 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-
(国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
 17. 新・事業計画のエッセンス（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

13 準拠すべき法令

本業務は、下記に掲げる法令等に準拠して各種検討等を行うものとする。

1. 地方公営企業法 法令番号 昭和二十七年法律第二百九十二号
2. 地方公営企業法施行令 法令番号 昭和二十七年政令第四百三号
3. 地方公営企業法施行規則 法令番号 昭和二十七年総理府令第七十三号
4. 水道法 法令番号 昭和三十二年法律第七十七号
5. 水道法施行令 法令番号 昭和三十二年政令第三百三十六号
6. 水道法施行規則 法令番号 昭和三十二年厚生省令第四十五号
7. 下水道法 法令番号 昭和三十三年法律第七十九号
8. 下水道法施行令 法令番号 昭和三十四年政令第四百四十七号
9. 下水道法施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項及び第五条の面積を定める省令 法令番号 平成十六年国土交通省令第十三号
10. 下水道法施行規則 法令番号 昭和四十二年建設省令第三十七号
11. 下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令 法令番号 平成十七年環境省令第二十二号
12. 環境基本法 法令番号 平成五年法律第九十一号
13. 水質汚濁防止法 法令番号 昭和四十五年法律第三百三十八号
14. 水質汚濁防止法施行令 法令番号 昭和四十六年政令第八十八号
15. 水質汚濁防止法施行規則 法令番号 昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号
16. 騒音規制法 法令番号 昭和四十三年法律第九十八号
17. 騒音規制法施行令 法令番号 昭和四十三年政令第三百二十四号
18. 騒音規制法施行規則 法令番号 昭和四十六年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号
19. 土壌汚染対策法 法令番号 平成十四年法律第五十三号
20. 土壌汚染対策法施行令 法令番号 平成十四年政令第三百三十六号
21. 土壌汚染対策法施行規則 法令番号 平成十四年環境省令第二十九号
22. 道路交通法 昭和三十五年法律第五号
23. 道路交通法施行令 昭和三十五年法律第五号

14 業務委託の解除条件

本業務は、令和2年度久留米市予算成立後、速やかに業務を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものである。令和2年度予算成立以前において、受託者の選定・決定にとどまり、予算の成立等をもって契約手続きを行うものとする。

なお、本業務に係る予算が成立しない場合、本業務は提案を募集したことにとどまり、業務は実施されない。

15 その他

(1) 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ③排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(2) 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- ②下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

事業名 : 久留米市上水道事業
 計画給水人口 : 286,700人(認可)
 計画水量 : 145,800m³/日(認可)
 給水人口 : 274,939人(平成30年度決算)
 給水戸数 : 128,112戸(平成30年度決算)

・主な水道施設

施設名称		施設能力	建設年度	
太郎原取水場	取水能力 103,000m ³ /日	1系 施設	63,000 m ³ /日	昭和44年(1969年)
		2系 施設	40,000 m ³ /日	昭和60年(1985年)
放光寺浄水場	浄水能力 103,000m ³ /日	1系 施設	63,000 m ³ /日	昭和44年(1969年)
		2系 施設	40,000 m ³ /日	昭和60年(1985年)
配水池	総貯水容量 66,574m ³	1系配水池	17,500 m ³	昭和44年(1969年)
		2系配水池	20,000 m ³	昭和60年(1985年)
		山本配水池	2,000 m ³	昭和63年(1988年)
		藤山配水池	16,000 m ³	昭和62年(1987年)
		高良内配水池	2,000 m ³	昭和46年(1971年)
			750 m ³	平成12年(2000年)
		西部配水池	8,000 m ³	平成20年(2008年)
石垣配水池	324 m ³	平成27年(2015年)		
ポンプ場	総吐出量 3,830m ³ /日	下田ポンプ所	1,470 m ³ /日	昭和44年(1969年)
		石垣ポンプ場	2,360 m ³ /日	平成27年(2015年)

・管路延長(平成30年度末)

名称	延長
導水管	4,750m
送水管	5,404m
配水管	1,435,605m

事業名 : 久留米市公共下水道事業
 処理区域内人口 : 251,242人 (平成30年度決算)
 普及率 : 82.5% (平成30年度決算)
 水洗便所設置済人口 : 226,272人 (平成30年度決算)

■主な下水道施設

施設名称		処理水量	処理能力	供用開始年	
下水処理場	中央浄化センター	53,000m ³ /日	60,600 m ³ /日	昭和47年	
	南部浄化センター	75,400m ³ /日	41,200 m ³ /日	平成6年	
	田主丸浄化センター	6,580m ³ /日	2,100 m ³ /日	平成20年	
施設名称		ポンプ台数	最大吐出量	供用開始年 (改築年)	
ポンプ場	中央浄化センター 処理区	長門石中継ポンプ場	3台 (内1台予備)	6.8m ³ /分	昭和54年 (改築 平成15年)
		櫛原中継ポンプ場	3台 (内1台予備)	18.4m ³ /分	昭和56年 (改築 平成22年)
		宮ノ陣中継ポンプ場	3台 (内1台予備)	5.8m ³ /分	昭和56年 (改築 平成12年)
		若松中継ポンプ場	3台 (内1台予備)	2.02m ³ /分	平成7年
		小森野中継ポンプ場	2台 (内1台予備)	2.0m ³ /分	平成9年
	南部浄化センター 処理区	大善寺中継ポンプ場	3台 (内1台予備)	3.8m ³ /分	平成9年
		合川中継ポンプ場	3台 (内1台予備)	13.5m ³ /分	平成14年
		上津中継ポンプ場	2台 (内1台予備)	1.6m ³ /分	平成22年
		北野中継ポンプ場	2台 (内1台予備)	2.3m ³ /分	平成22年
	処雨水	三瀦中継ポンプ場	2台 (内1台予備)	3.92m ³ /分	平成27年
		篠山排水ポンプ場	2台	1680m ³ /分	昭和57年

・管路延長(平成30年度末)

名称	延長
下水管布設延長	1,283km
(内 汚水管)	1,268km
(内 雨水管)	15km

事業名 : 農業集落排水事業
 水洗化済戸数 : 1,618戸 (平成30年度決算)
 水洗化率 : 83.7% (平成30年度決算)
 水洗便所設置済人口 : 226,272人 (平成30年度決算)

○ 供用開始の時期

地区名		供用開始時期	
田 主 丸	三明寺・善院	平成10年3月	
	柴刈	平成16年3月	
	富本・隈・西郷	隈	平成25年3月
		富本	平成26年4月
		西郷	平成27年4月
北 野	赤司	平成10年5月	
	南部	平成12年3月	

○ 水洗化率

(平成30年度決算)

		計画	整備		水洗化 (接続)		水洗化率	
		人口 (人)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口	戸数
田 主 丸	三明寺・善院	1,490	773	262	711	241	92.0%	92.0%
	柴刈	3,360	1,939	721	1,632	607	84.2%	84.2%
	富本・隈・西郷	2,230	1,216	408	781	262	64.2%	64.2%
北 野	赤司	1,410	834	292	806	282	96.6%	96.6%
	南部	1,280	818	251	736	226	90.0%	90.0%
合	計	9,770	5,580	1,934	4,666	1,618	83.6%	83.7%

事業名 : 特定地域生活排水処理事業

・概要

対 象	浄化槽	住宅に限らず、すべての構築物
	建築物	5～50人槽
浄化槽の設置	個人の申請により、市が設置及び維持管理を行う	

・整備状況

	平成26年度以前	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	累 計
整備基数	1,011	11	10	16	23	1,071
寄附基数	630	0	1	0	0	631
合 計	1,641	11	11	16	23	1,702